

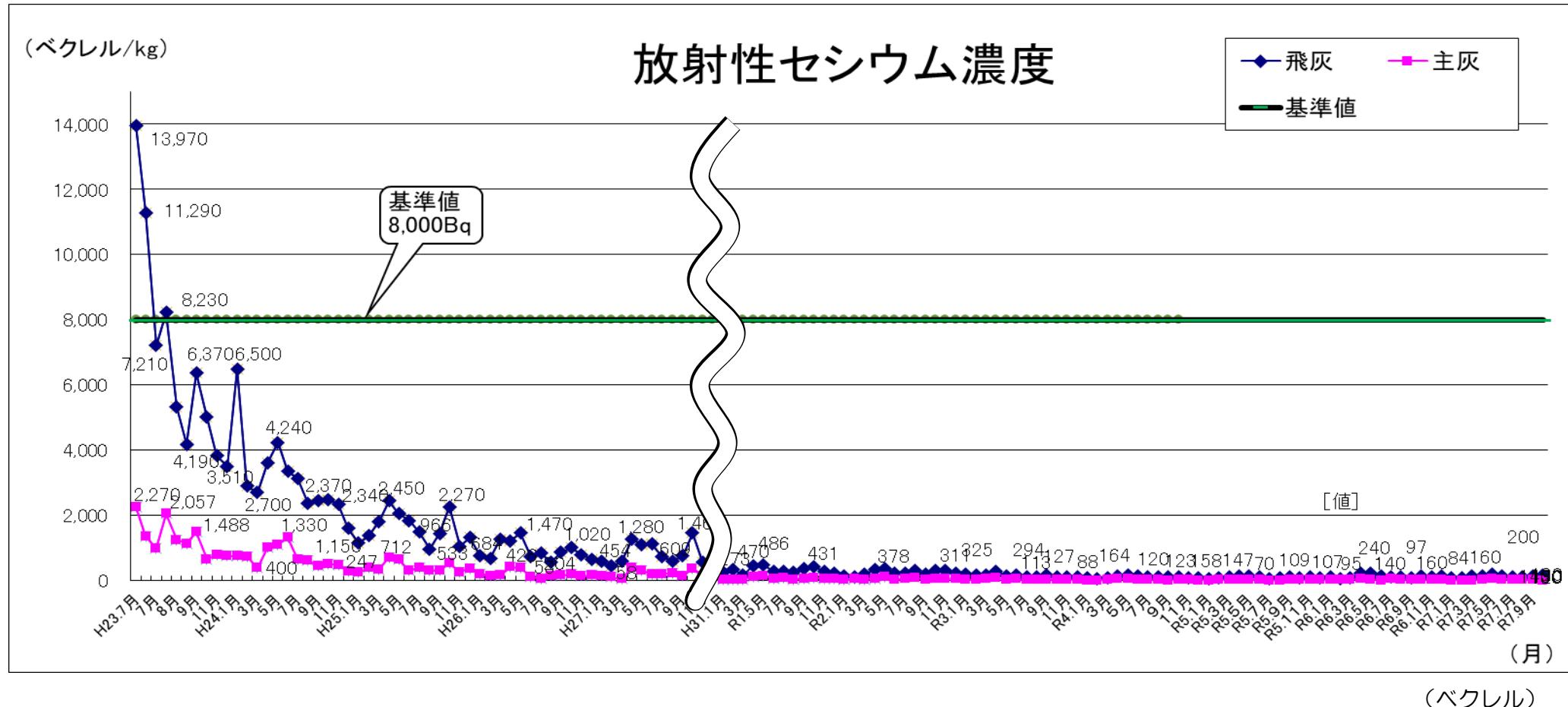
## 資料2

### 印西クリーンセンター放射性物質に関する報告

#### 1 放射性物質の測定結果

放射性物質汚染対処特別措置法に基づき月1回測定しています。

- ・焼却灰（主灰・飛灰）の放射性セシウムの測定結果（セシウム134と137の合計値）



R7年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
主灰	49	52	41	33	28	36	21	—	—	—	—	—
飛灰	150	200	140	130	120	150	190	—	—	—	—	—

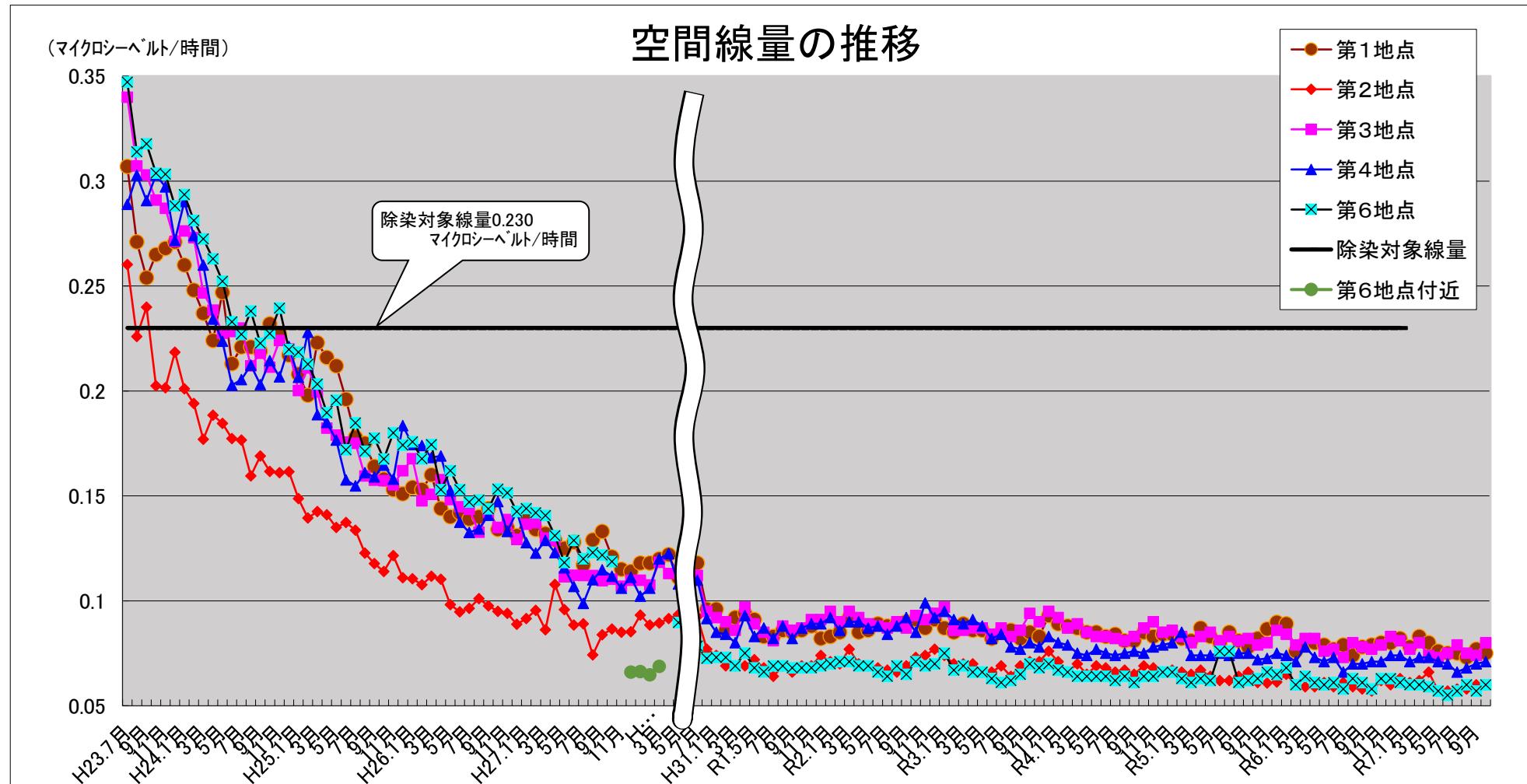
・排ガス中の放射性セシウムの測定結果（セシウム 134 と 137 の合計値）

測定月	炉別	測定容器	分析の結果	検出下限値
令和7年4月	3号炉	ろ紙部	不検出	2 (134 又は 137)
		ドレン部	不検出	同上
令和7年5月	1号炉	ろ紙部	不検出	同上
		ドレン部	不検出	同上
令和7年6月	2号炉	ろ紙部	不検出	同上
		ドレン部	不検出	同上
令和7年7月	2号炉	ろ紙部	不検出	同上
		ドレン部	不検出	同上
	3号炉	ろ紙部	不検出	同上
		ドレン部	不検出	同上
令和7年8月	3号炉	ろ紙部	不検出	同上
		ドレン部	不検出	同上
令和7年9月	2号炉	ろ紙部	不検出	同上
		ドレン部	不検出	同上
令和7年10月	1号炉	ろ紙部	不検出	同上
		ドレン部	不検出	同上
	2号炉	ろ紙部	不検出	同上
		ドレン部	不検出	同上

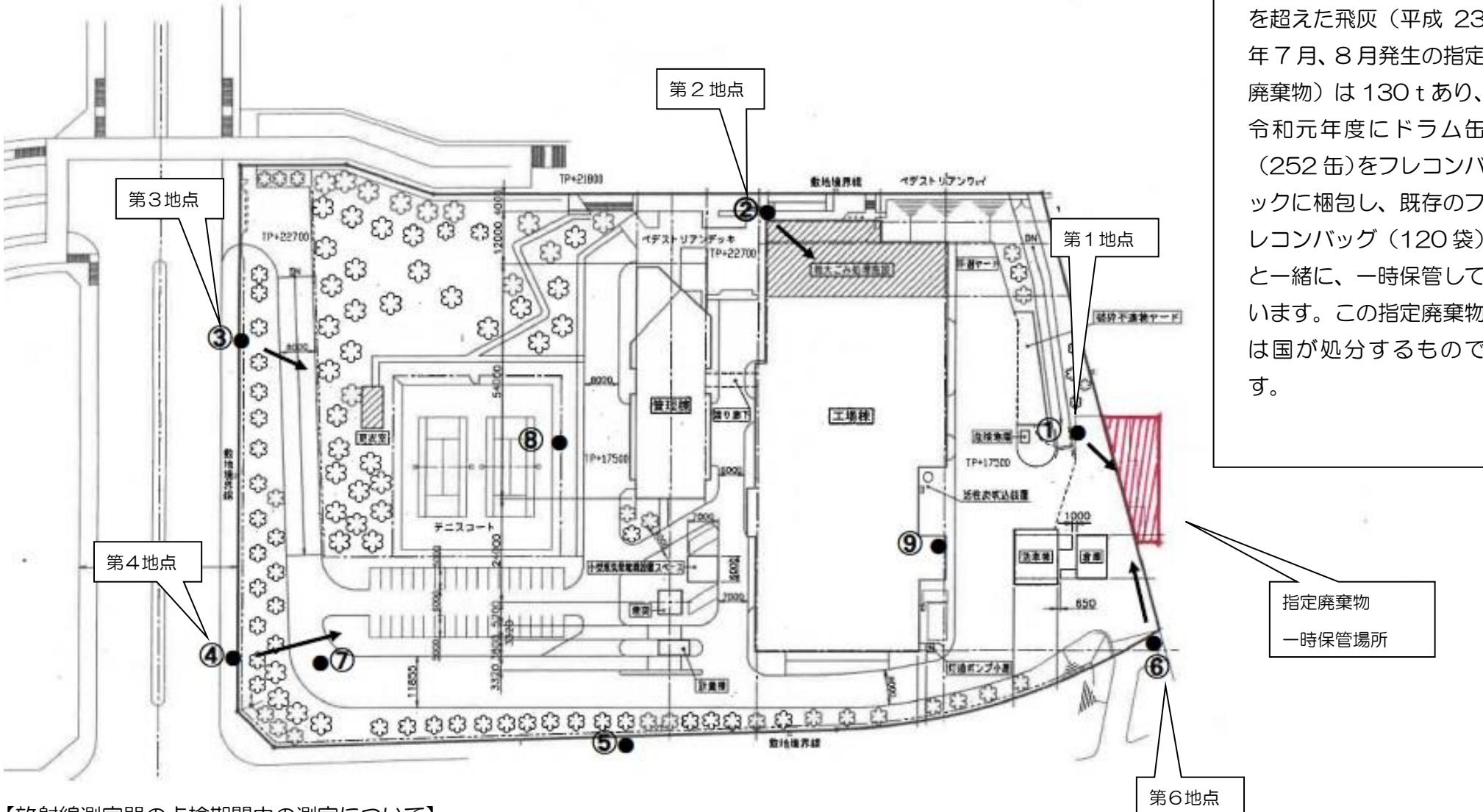
2 空間線量の推移

印西クリーンセンター敷地内及び敷地境界の9地点で週1回測定しています。

- 敷地境界5地点の空間線量月平均値（地上高 100cm）



R7年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
最高値	0.080 (1)	0.076 (1)	0.075(1·3)	0.079 (3)	0.075 (3)	0.077 (1)	0.080 (3)	—	—	—	—	—
最低値	0.059 (6)	0.057(2·6)	0.055 (6)	0.057 (6)	0.058 (2)	0.057 (6)	0.060(2·6)	—	—	—	—	—



#### 【放射線測定器の点検期間中の測定について】

放射線測定器（環境放射線モニタ PA-1000 Radi）は年1回専門業者へ点検に出しています。

### 3 焼却灰の処理状況

放射性物質の測定結果により、基準値（8,000Bq/kg）以下を確認し、印西地区一般廃棄物最終処分場へ埋立処分しています。

(令和7年度：10月末現在)

令和7年度計画処理量	埋立量
5,441 t／年	<ul style="list-style-type: none"><li>• 4月 474 t</li><li>• 5月 496 t</li><li>• 6月 553 t</li><li>• 7月 454 t</li><li>• 8月 301 t</li><li>• 9月 450 t</li><li>• 10月 462 t</li></ul> <p style="text-align: right;"><u>計3,190 t</u> <u>埋立率 31.07%</u></p>

## 資料3

### 測定方法

#### 1 [臭気濃度測定]

- 臭気濃度とは何か

もとの臭いを人間の嗅覚で感じられなくなるまで無臭空気で薄めたときの希釈倍数。

- 臭気指数（臭気濃度）の測定

臭気指数を測定する場合は、法律上「臭気判定士（国家資格）」が実施することとなっている。

#### 2 [判定試験の手順]

- 3個のにおい袋に無臭空気を注入してシリコンゴム栓で封じ、そのうちの1個に、注射器を用いて採取試料を注入し、最初に判定試験を行う尺度倍数（以下「当初希釈倍数」という。（※））になるよう調整する。調整したにおい袋（以下「付臭におい袋」という。）1個と無臭空気のみを注入したにおい袋（以下「無臭におい袋」という。）2個を1組として各パネル（臭いを嗅ぐ人）に渡す。各パネル（臭いを嗅ぐ人）は、におい袋用は鼻あてを用いて3個のにおい袋のうちから採取試料が注入されていると判定するにおい袋選定操作を、各パネル（臭いを嗅ぐ人）について3回繰り返す。

- 各パネル（臭いを嗅ぐ人）が行うにおい袋選定操作ごとに、正解率として、当該パネル（臭いを嗅ぐ人）が付臭におい袋を選定した場合にあっては1.00、無臭におい袋を選定した場合にあっては0.00を与え、全ての正解率を加算した値をパネル（臭いを嗅ぐ人）全員の延べ選定回数で除す。これにより平均正解率を得る。

- 平均正解率が0.58未満の場合は判定試験を終了する。平均正解率が0.58以上の場合は希釈倍数を10倍して再度上記の操作を行い、判定試験を終了する。

（※）環境試料の当初希釈倍数は、原則10とする。ただし希釈倍数を10倍して再度操作を行った際の平均正解率が、なお0.58以上となると見込まれる場合には、当該平均正解率が0.58未満となるよう当初希釈倍数を10以上の適切な値に決定するものとする。

# 資料 4

## ○令和 7 年度次期中間処理施設整備事業の進捗状況について

(令和 7 年 1 月末時点)

### 1. 施設整備について

- ・関係機関協議：道路・上下水道・雨水排水・電気・ガス等（継続）
- ・（仮称）印西クリーンセンタ一次期中間処理施設建設工事（R6.2 月契約）
- ・（仮称）印西クリーンセンタ一次期中間処理施設運営維持管理業務（R6.2 月契約）
- ・環境影響評価 令和 7 年 4 月～令和 10 年 3 月  
(工事中の建設機械の稼働に伴う騒音・振動・粉じん等の調査)
- ・ごみ焼却場の都市計画決定（変更）の公告 令和 6 年 10 月 1 日（手続き完了）
- ・ごみ焼却場の都市計画決定事業認可取得 令和 7 年 4 月 4 日（手続き完了）

### 2. アクセス道路について

- ・道路工事 6 月 27 日契約（3 月完了予定）

### 3. 地域振興策について

- ・基本設計（導入機能・規模、配置計画など）**11 月契約**

### 4. 水道事業について（印西市水道課）

- ・費用負担契約締結：5 月契約
- ・設計業務（6 工区）、工事施工（5 工区）：（3 月完了予定）

### 5. 下水道事業について（印西市下水道課）

- ・費用負担契約締結：5 月契約
- ・下水道実施設計（3 月完了予定）

### 6. 用地管理業務

- ・地域振興策用地草刈（第 1 回）：6 月契約・完了  
(第 2 回)：**10 月・完了**

令和7年度 次期中間処理施設整備事業のスケジュールについて

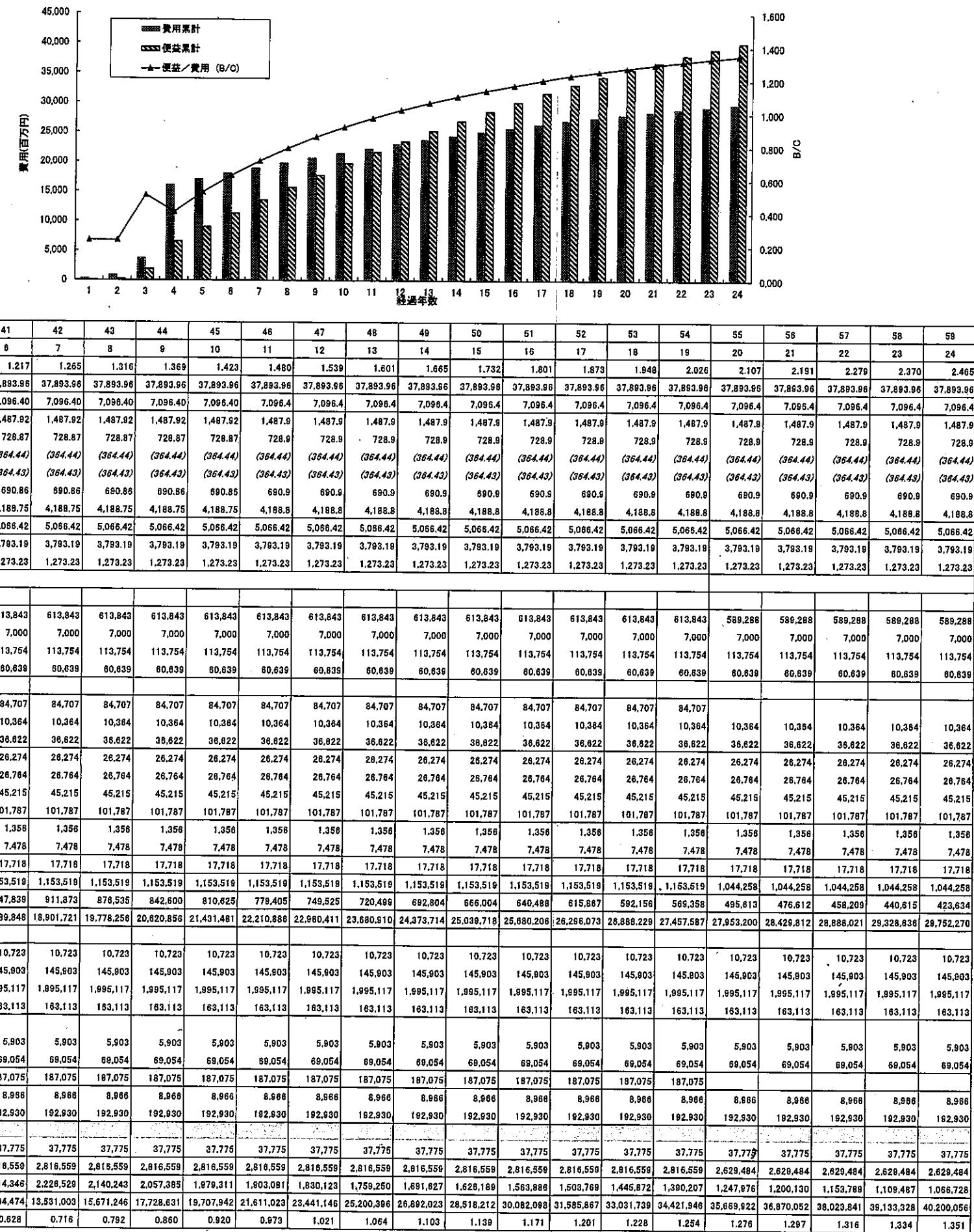
(令和7年11月末時点)

事業内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
施設整備事業建設工事、インフラ関係、環境影響評価業務	造成工事	基礎工事					躯体工事					
		関係機関協議 :道路・上下水道・雨水排水・電気・ガス等										
		環境影響評価:工事中(騒音・振動・粉じん等の調査)										
アクセス道路工事				道路工事								
地域振興策								地域振興策基本設計(導入機能、規模、配置計画等)				
水道事業 負担金契約及び設計・工事		負担契約締結			設計(第6工区)							
						工事(第5工区)						
下水道事業 実施設計		負担契約締結	実施設計									
地域振興事業		地域振興策用地草刈①				地草刈②						

## 【エネルギー回収型廃棄物処理施設+マテリアルリサイクル推進施設 費用対効果分析】

試算条件

割引率 r		4%
ごみ処理量		下表 t/年
費用	エネルギー回収型廃棄物処理施設規模 マテリアルリサイクル推進施設(不燃・粗大)規模	156 t/日 15 t/日
	エネルギー回収型廃棄物処理施設建設費	15,584,400 千円
運営費用(SPC支払い)	613,843 千円/年	
モニタリング費用(建設期間)	220,000 千円	
モニタリング費用(運営期間)	7,000 千円/年	
焼却灰処分費用	29.99 千円/t	
混合灰委託費用	47.63 千円/t	
マテリアルリサイクル推進施設(不燃・粗大)建設費	2,049,030 千円	
人件費	84,707 千円/年	
用役費	10,364 千円/年	
点検補修費	36,622 千円/年	
ビン類委託単価	17,658 千円/t	
缶類委託単価	36.72 千円/t	
ペットボトル委託単価	65.448 千円/t	
プラ容器委託単価	24.3 千円/t	
スチール缶壳却単価	3.72 千円/t	
アルミ缶壳却単価	20.52 千円/t	
ペットボトル壳却単価	25.646 千円/t	
便益	中継施設規模 マテリアルリサイクル推進施設(不燃・粗大・資源)規模	166 t/日 38 t/日
中継基地建設費	2,576,359 千円	
用役費	10,723 千円/人・年	
点検補修費	145,903 人	
可燃物処理委託費	52.7 千円/t	
最終処分委託費用	32.2 千円/t	
マテリアルリサイクル推進施設(不燃・粗大・資源)建設費	4,735,136 千円/年	
用役費	5,903 千円/年	
点検補修費	69,054 千円/ごみt	
中継施設・マテリアルリサイクル推進施設人件費	187,075 千円/年	
ガラスびん引取単価	6.026 千円/t	
プラ容器引取単価	46.059 千円/t	
売電益	— 千円/年	
壳熱益	37,775 千円/年	



## 令和7年度印西クリーンセンター第3回環境委員会での住民側会議での質問

### 1. 指定廃棄物の取扱い

指定廃棄物とは、2011年3月の原子力発電所事故で放出された放射性物質が、ごみ焼却灰などに一定濃度（8,000ベクレル/k g）を超えて含まれ、環境大臣が指定した廃棄物を指します。国が処理責任を負いますが、現在は最終処分先が見つからず、印西地区で発生した約300tの廃棄物も印西クリーンセンターの隣接地に一時保管されています。

印西クリーンセンターは、令和11年3月には役目を終えて運転を停止し、令和11年4月から吉田地区で新クリーンセンターが稼働します。現在のクリーンセンターの用地には何が新設されるのか未定ですが、指定廃棄物がそのまま置かれては、新たな施設導入の支障になるので、別なところに移設するか、放射線濃度を測定して、減衰で8,000Bq/kgを大きく下回っており、安全だと確認されたなら一般廃棄物として埋め立て処分することを提案します。

### 2. 火災事故のその後

印西クリーンセンターで令和6年12月27日に火災事故が発生しました。その原因是、印西市消防署の発表によると、「粗大ごみ処理装置の破碎機が変形、内部電極等の衝撃で、プラス極とマイナス極が接触して、発火した」と発表しています。

そこで質問します。

- ① 火災発生当時、組合は、火災の原因は、リチウムイオン電池の破損等による発火の可能性高いとしていたのは間違いでしたか？
- ② 現在、その破碎機は使えないで、粗大ごみの破碎は外注していると聞きますが、どこに、いつまで発注しますか？その費用はどれくらいかかりますか？

### 3. 印西クリーンセンターの温水センターの今後

現在の温水センターは、温水をつくるのに一部印西クリーンセンターの排熱を使用しているため入場料が安く、人気があります。印西クリーンセンターの停止にともない、温水プールも停止することを知った住民から温水プールの運転を続ける要求が多くなってきました。その住民の要求を受け入れることはできませんか？

新クリーンセンターの近くに温水センターつくるか、それではお客様まらないようなら、現在の場所で営業するため、料金を下げる手段として新クリーンセンターの余剰電力をプール水の熱源にしてはどうですか？ご検討願います。

### 4. プラスチック資源循環法の運用

- ① プラスチック資源循環法は、今年の10月1日から施行し、「燃やごみの中の可燃プラスチックを令和10年までに約40%減らす。燃やごみの中の資源化可能プラスチックを令和10年度までに70%減らす」との目標を国が掲げ、令和7年10月から回収を開始することになりました。この目標

は目視では確認できないので、「排出原単位」で読み取ると説明されましたがよく理解できません。もう一度素人でも分かるように説明してください。

- ③ プラスチックで出来ている「プチプチ」や発泡樹脂などは空気がたくさん入っているので、軽くて容積が大きいのが難点です、廃プラスチックを出す我々が、空気を減らしてコンパクトにする方法はありますか？

#### 4. 新クリーンセンターについて

- ① プラントの建設は順調ですか？
- ② 一般見学者が、注目するものがありますか？
- ③ 現在のクリーンセンターのように小学4年生になったら見学するコースはありますか？
- ④ 現在のように一般の人や親子が施設を見学できるコースはありますか？

以上

ICC-議題-20251206

回答は文書で

## 1. 指定廃棄物の件

(1)2024年2月5日に要望書を提出して以降の進捗状況は？（松戸市の指定解除との関連）

このまま保管を続けていくことは次期中間処理施設へ移動するということか？

## 2.(1)「報告事項 操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について」の「表一7) 排ガス中の重金属測定(調査測定)」で、測定結果の表の下に、

「※カルシウム、銅、亜鉛の測定項目については、令和5年度より実施しないこととなりました。

経緯 カルシウム、銅、亜鉛の3項目については、JIS K 0083(排ガス中の金属分析方法)に規定されていませんでした。2016年03月04日の環境委員会において測定方法についての指摘がありましたがそのまま測定等を継続してきたため、令和4年度第4回の環境委員会で測定等についての協議の結果、削除することになりました。」との注があります。

これは不正確であるので、協定書の記載内容や経緯を確認し、正確な表記に訂正すべきである。

過年度の報告書も同様に記載がされているため、正しい表記に変更されたい。

参考として、2009年10月25日に開催された印西クリーンセンター住民説明会の資料(抜粋)と平成22年度実績排ガス中の重金属測定、ごみ質分析、気象測定結果(表-8, 9, 10)(抜粋)を添付します。

への回答で、組合側の資料の提供を約束し、ようやく実行されたのは真摯な態度とは考えられない。

## 7. 協定書の整理の項目を含めて、明確にわかりやすく整理することは最低限の条件である。

表一8) 排ガス中の重金属測定

〔規制値、協定値は無し〕 測定義務：要測定										
測定方法	JIS K-0083	JIS K-0222	JIS K-0109	JIS K-0109						
区分	カルシウム	バナジウム	カドミウム	鉛	ひ素	全クロム	マンガン	銅	亜鉛	水銀
単位	mg/Nm <sup>3</sup>									
定量下限値	0.02	0.01	0.002	0.01	0.005	0.01	0.01	0.01	0.001	0.005
H20. 9. 24	ND									
H20. 11. 27	0.05	ND	ND	ND	ND	ND	0.01	ND	ND	ND

※ NDは、定量下限値未満を示す。

表一8) 排ガス中の重金属測定

〔規制値、協定値は無し〕 測定義務：要測定										
測定方法	JIS K-0083	JIS K-0222								
区分	カルシウム	バナジウム	カドミウム	鉛	ひ素	全クロム	マンガン	銅	亜鉛	水銀
単位	mg/Nm <sup>3</sup>									
定量下限値	0.02	0.01	0.002	0.01	0.005	0.01	0.01	0.01	0.001	0.005
H20. 9. 24	ND									
H20. 11. 27	0.05	ND								

※ NDは、定量下限値未満を示す。

表一8) 排ガス中の重金属測定

〔規制値、協定値は無し〕 測定義務：要測定										
測定方法	JIS K-0083	JIS K-0222								
区分	カルシウム	バナジウム	カドミウム	鉛	ひ素	全クロム	マンガン	銅	亜鉛	水銀
単位	mg/Nm <sup>3</sup>									
定量下限値	0.02	0.01	0.002	0.01	0.005	0.01	0.01	0.01	0.001	0.005
22. 6. 30	0.04	ND	0.05	ND						
22. 11. 26	0.05	ND								

※ NDは、定量下限値未満を示す。

表一8) 排ガス中の重金属測定

〔規制値、協定値は無し〕 測定義務：要測定										
測定方法	JIS K-0083	JIS K-0222								
区分	カルシウム	バナジウム	カドミウム	鉛	ひ素	全クロム	マンガン	銅	亜鉛	水銀
単位	mg/Nm <sup>3</sup>									
定量下限値	0.02	0.01	0.002	0.01	0.005	0.01	0.01	0.01	0.001	0.005
22. 6. 30	0.04	ND	0.05	ND						
22. 11. 26	0.05	ND								

注意書きの「・・・されていませんでした。・・・そのまま測定等を継続してきたため、・・・」という矛盾を理解し、速やかに改定すべきであると思われる。

memo

3. 住宅宿泊事業者（民泊）の件

「a)構成市町は住宅宿泊事業者（民泊）の存在を把握しているか。b)住宅宿泊事業者と宿泊者が排出する廃棄物は家庭ごみではなく、事業系ごみとして適正に排出・回収されているのか」に回答があったが、その後の進捗状況はいかがか

住宅宿泊事業者の表示掲出はされているのか？（民泊事業者の表示掲出により、市民のためのごみの集積所との区別が明確になり、適正な処理につながる）

4.会議録の作成のさらなる効率化を求めてほしい。

從来と比較すると、改善されているが、さらなる改善策を採用することを要請するものである。

改善策としてワードWordの利用を採用しているが、さらなる効率化を希望するものである。

5. 組合ホームページで、一般廃棄物処理施設維持管理に関する記録（印西クリーンセンター）の第三者機関による測定結果の件

組合のホームページの「一般廃棄物処理施設維持管理に関する記録（印西クリーンセンター）の令和7年度第三者機関による測定結果」(<http://www.inkan-jk.or.jp/creen/img/ijikanri-kiroku-/07-ijikanri-3kikan-.pdf>)のデータは正しいのか？

6. 次期中間処理施設整備事業の「廃棄物処理施設整備に係る費用対効果分析」の件

次期中間処理施設整備事業において、厚生省水道環境部環境整備課から平成12年3月に発出された「廃棄物処理施設整備に係る費用対効果分析」が公開された。

配布と簡潔な説明を希望する。

(2)公開された費用対効果分析で、便益の中継施設に関する項目の計上はいかなる理由か？

7. 協定書の整理について

「印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書」は記載内容を整理して記載すべきと思われる。

協定書の全貌がわかるようにすべきである。

今回の会議の資料として協定書が添付されているが、協定の全貌がわかるものではない、

組合の管理者が藤代 健吾 印西市長(令和6年8月6日現在)に変わられ、組合の業務等のレクチャーはされたのでしょうか？

レクチャーで、環境委員会と協定書に関する部分の資料をいただきたい。

に対する回答は真摯さを感じられない。きちんと整理し、説明すべきと思う。

8. 2024年12月27日の火災に関して

(1)組合のホームページの「緊急時対応マニュアル(平成27年9月)」に基づく詳細な状況説明をお願いしたい。

(2)火災による影響と対応状況はいかがか？

(3)消防署の見解は出たのでしょうか？

9. 「報告事項 操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について」の 表一2) ①排出ガス

測定 の区分 水銀(Hg)の定量下限値がガス状 0.11 粒子状 0.0011 合計 0.11と表示されているのは、いかなる理由か？数字の根拠を示されたい。」という質問に対する回答は、根拠になりうるものではなく、正しい根拠を示されたい。を行ってほしい。

10. 6月に搬入された八千代市の廃棄物のデータの記載が見られないのはどのような理由によるものか。

memo

協定書に記載された事項が行われていないことは極めて遺憾である。協定書第14条に該当することで、ルールを遵守する態度が見られないことは大きな問題である(八千代市の申し出は5月16日、十分時間はあった)。管理者から明確な説明を求める。

(2)他地区からのごみを搬入する場合の手続きは協定書に記載されているが、印西地区ごみ処理実施計画も改定する必要があると思われる。(東京二十三区清掃一部事務組合では変更している。)

11. 事業系一般廃棄物処理手数料の改定で、令和6年10月1日より、270円/10kg(消費税込み・10kg未満の場合270円) 消費税込み)から310円/10kg+消費税に変更された。

減量効果は見られたか?

分析結果はいかがか?

12. 表-2) ①排出ガス測定の定量下限値の件

定量下限値の表示が焼却炉で異なるのはいかなる理由か?

13. 表-1)令和6年度月別ごみ搬入量及び焼却量等の操業状況と令和7年度月別ごみ搬入量及び焼却量等の操業状況について

(1)1号炉で4月と5月に焼却しているが、令和7年度操炉計画との整合性が不明である。への回答では、年初の操炉計画と実際の操炉結果の差を知りたい。

14. 令和7年度印西地区ごみ処理実施計画について

(1)作成日、ホームページでの掲出日は?への回答があったが、遅いのではないのでしょうか?

15. 印西クリーンセンター維持管理に関する計画について

(1)6.と7.の結果確認の実施状況の明確な説明を求める。

16. 落じん灰について

(1)平成30年から落じん灰を売却する契約を締結していることに関する詳細な情報を提供されたい。への回答があった。次期中間処理施設にも同様の設備は設置されるのか?

17. ごみ集積所における「燃やすごみ」の組成分析調査について

組合は、ごみ集積所における「燃やすごみ」の組成分析調査(全集積所の中から、住宅形態の違いによる排出特性を確認するため、住宅の団地地域、アパートなど、農業集落地域の3種類から2か所ずつ合計6か所の集積所を選定し、1集積所当たり3袋の「燃やすごみ」をサンプルとして抽出し、分析する)を実施していたが、近年は実施しているのか、否か。継続されていたら、公開すべきと思われる。ごみ質分析との比較も重要であると思われる。への回答でデータの公開を検討するということでしたが、いかがか。

18. 添付データについて

(1)印西市一般廃棄物処理概要を配布していただき、感謝します。簡潔な説明をお願いしたい。

19. 組合ホームページの一般廃棄物処理施設維持管理に関する記録と環境委員会だよりについて

(1)組合ホームページの「一般廃棄物処理施設維持管理に関する記録」と「環境委員会だより」は更新されたこと(NEW)は表示しない。お知らせにはNEWを入れるという回答があったが、更新したら全てNEW表示すべきと思う。が実施されていない場合があるので、改善を要望します。

20. 組合ホームページの環境委員会だよりの〇協定書(別添1)の設置の件

組合ホームページの環境委員会だより(<http://www.inkan-jk.or.jp/creen/10-kankyou-iinkai-.html>)に、「〇協定書(別添1)」(<http://www.inkan-jk.or.jp/creen/10-kankyou-iinkai-kyoutei.html>)へのリンクが設定されたのはいかなる理由か?

「別添1」の印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書へのリンクは、新規に(<http://www.inkan-jk.or.jp/creen/img/kankyou-iinkai-/kyouteisyo.pdf>)が設定されているのはいかなる理由か?  
(協定書は環境対策(<http://www.inkan-jk.or.jp/creen/5-kankyou.html>))の下方に「印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書」(<http://www.inkan-jk.or.jp/creen/10-tayori/kankyou-iinkai-kyoutei.pdf>)が設定されているが、その違いは何か?)

†

# 資料 6

## ○自治会側からの質問事項に対する回答書 (令和7年度第3回環境委員会)

質問事項	回答
<p>1 指定廃棄物の取扱い</p> <p>指定廃棄物とは、2011年3月の原子力発電所事故で放出された放射性物質が、ごみ焼却灰などに一定濃度（8,000Bq/kg）超えて含まれ、環境大臣が指定した廃棄物を指します。国が処理責任を負いますが、現在は最終処分先が見つからず、印西地区で発生した約300tの廃棄物も印西クリーンセンターの隣接地に一時保管されています。</p> <p>印西クリーンセンターは、令和11年3月には役目を終えて運転を停止し、令和11年4月から吉田地区で新クリーンセンターが稼働します。現在のクリーンセンターの用地には何が新設されるのか未定ですが、指定廃棄物がそのまま置かれては、新たな施設導入の支障になるので、別なところに移設するか、放射線濃度を測定して、減衰で8,000Bq/kgを大きく下回っており、安全だと確認されたなら一般廃棄物として埋め立て処分することを提案します。</p>	<p>1</p> <p>指定廃棄物について、国が保管、管理及び処理することとなっていることから、組合で出来ることは現在ございません。</p> <p>しかし、新クリーンセンターの稼働が令和10年4月となっていることから、国の指定廃棄物に対する取組等について注視するとともに、今後も引き続き国に指定廃棄物の処理に対する要望等を行って行きたいと考えております。</p> <p>なお、指定廃棄物については130tとなります。</p>

## 2 火災事故のその後

印西クリーンセンターで令和6年12月27日に火災事故が発生しました。その原因は、印西市消防署の発表によると、「粗大ごみ処理装置の破碎機が変形、内部電極等の衝撃で、プラス極とマイナス極が接触して、発火した」と発表しています。

そこで質問します。

- ① 火災発生当時、組合は、火災の原因は、リチウムイオン電池の破損等による発火の可能性高いとしていたのは間違いでしたか。
- ② 現在、その破碎機は使えないで、粗大ごみの破碎は外注していると聞きますが、どこに、いつまで発注しますか。その費用はどれくらいかかりますか。

## 3 印西クリーンセンターの温水センターの今後

現在の温水センターは、温水をつくるのに一部印西クリーンセンターの排熱を使用しているため入場料が安く、人気があります。印西クリーンセンターの停止にともない、温水プールも停止することを知った住民から温水プールの運転を続ける要求が多くなってきました。その住民の要求を受け入れることはできませんか。

新クリーンセンターの近くに温水センターつくるか、それではお客様まらないようなら、現在の場所で営業するため、料金を下げる手段として新クリーンセンターの余剰電力をプ

## 2

- ① 令和7年7月29日付で印西地区消防組合より火災に伴う情報提供があり、出火原因是リチウムイオン電池によるものであるとのことでしたので、組合が当初、火災の発生原因としていたとおりリチウムイオン電池で間違えではないと考えています。
- ② 現在、粗大ごみの中間処理については、民間事業者に委託し実施しています。  
期間については、次期施設が稼働するまでの令和10年3月末と考えています。  
費用につきましては、ごみ量により変動しますが、今年度予算につきまして9,800万円を計上しています。

## 3

現温水センターはクリーンセンターの余熱を利用して、運営しております。「温水プールの運転を続けることが出来ないか」とのご質問ですが、現クリーンセンターの移設に伴い、余熱の利用ができなくなる事から、清掃工場の移設に併せ、温水センターにつきましても閉館することとしています。

「新クリーンセンターの近くに温水センターつくるか」につきましては、現在、吉田区と地域振興施設の規模

<p>ル水の熱源にしてはどうですか。ご検討願います。</p>	<p>や機能について、最終調整を進めていますが、温浴施設等の計画に温水プールは含まれていません。 新清掃工場で発電した電力の「余剰電力をプールの熱源にしては、」につきましては、現温水センターで余剰電力を熱源とするための設備整備費用や老朽化に伴う改修費用などトータルコストを考えた場合、現実的ではないと考えます。</p>
<p>4 プラスチック資源循環法の運用</p> <p>① プラスチック資源循環法は、今年の10月1日から施行し、「燃やごみの中の可燃プラスチックを令和10年までに約40%減らす。燃やごみの中の資源化可能プラスチックを令和10年度までに70%減らす」との目標を国が掲げ、令和7年10月から回収を開始することにしました。この目標は目視では確認できないので、「排出原単位」で読み取ると説明されましたかよく理解できません。もう一度素人でも分かるように説明してください。</p> <p>② プラスチックで出来ている「プチプチ」や発泡樹脂などは空気がたくさん入っているので、軽くて容積が大きいのが難点です、廃プラスチクを出す我々が、空気を減らしてコンパクトにする方法はありますか。</p>	<p>4</p> <p>① 印西市及び白井市では、本年10月1日より製品プラスチックの再資源化を開始したところです。 各プラスチックの削減率について、令和3年度実績の数字で説明しますと、燃やごみの中の可燃プラスチックについては、約40%削減させるには1日一人当たり4.8gの減量が必要です。また、燃やごみの中の資源可能プラスチックについては、約70%削減させるには1日一人当たりのごみ量34.1gの資源化となります。</p> <p>② 「プチプチ」については、空字を抜くことで減容化が図れると考えますので、絞って袋をつぶすなどして空気を抜いていただければと考えます。 なお、発泡樹脂については、ご家庭での減容化は困難と思われます。</p>

<p>5 新クリーンセンターについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① プラントの建設は順調ですか。</li> <li>② 一般見学者が、注目するものがありますか。</li> <li>③ 現在のクリーンセンターのように小学4年生になったら見学するコースはありますか。</li> <li>④ 現在のように一般の人や親子が施設を見学できるコースがありますか。</li> </ul>	<p>5</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 新クリーンセンターにつきましては、当初計画どおり、令和10年4月の稼働開始に向け、順調に建設が進んでいます。 現在、清掃工場の躯体工事をするための、基礎工事を進めています。</li> <li>② 新清掃工場の見学設備として、プラットホーム、ごみピット、排ガス処理施設、蒸気タービン発電機をガラス越しに直接見学できる見学ルートやごみの分別や3Rの大切さを触って学べる展示や地域振興施設など一望出来るビューデッキの設置など計画をしています。</li> <li>③ 現在のクリーンセンターと同様に会議室に集まってガイダンスマップを見て頂き、その後、見学者ルートに沿って小学生が見学することを想定しています。</li> <li>④ 新清掃工場は、自由見学を想定し、検討を進めています。見学ルートに関しては、分かりやすい案内表示の設置などを行い、一般の方や親子の方でも見学が出来るよう、検討を進めています。</li> </ul>
<p>6 指定廃棄物の件</p> <p>(1) 2024年2月5日に要望書を提出して以降の進捗状況は。(松戸市の指定解除との関連) このまま保管を続けていくことは次期中間処理施設へ</p>	<p>6</p> <p>(1) 指定廃棄物については特に進展はありません。当分の間、現地にて保管することを見込んでいます。 国の指定廃棄物に対する取組等について注視すると</p>

<p>移動するということか。</p>	<p>ともに、今後も引き続き国に指定廃棄物の処理に対する要望等を行って行きたいと考えております。</p>
<p>7 「報告事項 操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について」の「表－7) 排ガス中の重金属測定(調査測定)」で、測定結果の下に、      「※カルシウム、銅、亜鉛の測定項目については、令和5年度より実施しないこととなりました。      経緯 カルシウム、銅、亜鉛の3項目については、JIS K 0083(排ガス中の金属分析方法)に規定されていませんでした。2016年3月4日の環境委員会において測定方法についての指摘がありましたがそのまま測定等を継続してきたため、令和4年度第4回の環境委員会で測定等についての協議の結果、削除することになりました。」との注があります。これは不正確であるので、協定書の記載内容や経緯を確認し、正確な表記に訂正すべきである。過年度の報告書も同様に記載がされているため、正しい表記に変更されたい。      参考として、2009年10月25日に開催された印西クリーンセンター住民説明会の資料(抜粋)と平成22年度実績排ガス中の重金属測定、ごみ質分析、気象測定結果(表－8, 9, 10)(抜粋)を添付します。への回答で、組合側の資料の提供を約束し、ようやく実行されたのは真摯な態度とは考</p>	<p>7      協定に規定されている「排ガス中の重金属」につきましては、平成19年度に改正が行われ、測定の頻度と測定方法が規定されています。      カルシウム、銅、亜鉛の3項目につきましては、協定で規定されている測定方法で測定できる金属の種類には該当が無かったものの、測定方法であるJIS K 0083で測定できるものとして環境委員会に報告していたものです。      記載につきましては、令和4年度第4回の環境委員会での測定等についての協議の結果、削除することになり、測定結果の表の欄外に、経緯を記載することになったことから次のとおりの記載とさせていただきたいと思います。      ※カルシウム、銅、亜鉛の測定項目については、令和5年度限り実施しないこととなりました。      経緯 カルシウム、銅、亜鉛の3項目については、JIS K 0083(排ガス中の金属分析方法)に規定されてい</p>

<p>えられない。7. 協定書の整理の項目を含めて、明確にわかりやすく整理することは最低限の条件である。</p> <p>注意書きの「・・・されていませんでした。・・・そのまま測定等を継続してきたため、・・・」という矛盾を理解し、速やかに改定すべきであると思われる。</p>	<p>ませんでした。平成28年3月4日の環境委員会において測定方法等についての指摘がありましたがそのまま測定結果等の報告を継続してきたため、令和4年度第4回の環境委員会での協議の結果、削除することになりました。</p> <p>※この質問は、令和7年度第2回環境委員会で回答しています。</p>
<p>8 住宅宿泊事業者（民泊）の件</p> <p>「a)構成市町は住宅宿泊事業者（民泊）の存在を把握しているか。b)住宅宿泊事業者と宿泊者が排出する廃棄物は家庭ごみではなく、事業系ごみとして適正に排出・回収されているのか」に回答があったが、その後の進捗状況はいかがか。</p> <p>住宅宿泊事業者の表示は掲出されているのか。（民泊事業者の表示掲示により、市民のためのごみの集積所との区別が明確になり、適正な処理につながる）</p>	<p>8</p> <p>a)千葉県のホームページ等により把握しております。</p> <p>b)住宅宿泊事業者に対して、事業系ごみとして事業者の責任により処理するよう通知をしております。</p> <p>表示につきましては、千葉県の所管となりますので、そちらにお問合せください。</p>
<p>9 会議録の作成のさらなる効率化を求めてほしい。</p> <p>従来と比較すると、改善されているが、さらなる改善策を採用することを要請するものである。改善策としてワードWordの利用を採用しているが、さらなる効率化を希望するものである。</p>	<p>9</p> <p>現在、現状の方法が一番早いものと考えています。</p> <p>しかしながら、更なる効率化を目指し、安価で優秀なソフトの情報があったときは、教えていただけ</p>

	<p>ればと思います。</p> <p>※この質問は、令和7年度第2回環境委員会で回答しています。</p>
<p>10 組合ホームページで、一般廃棄物処理施設維持管理に関する記録（印西クリーンセンター）の第三社期間による測定結果の件 組合のホームページの「一般廃棄物処理施設維持管理に関する記録（印西クリーンセンター）の令和7年度第三者機関による測定結果」 (<a href="http://www.inkan-jk.or.jp/creen/img/ijikanri-kiroku-07-ijikannri-3kikan-.pdf">http://www.inkan-jk.or.jp/creen/img/ijikanri-kiroku-07-ijikannri-3kikan-.pdf</a>) のデータは正しいのか。</p>	<p>10</p> <p>測定年月日と測定結果を得た年月日に誤りがありました。測定結果について、再度、確認を行いましたが測定結果については、正しく掲載しております。</p> <p>今後は、掲載について、誤記がないように注意いたします。</p> <p>誤記についての訂正内容は、以下のとおりです。</p> <p>1号炉</p> <p>訂正前</p> <p>測定年月日 令和7年8月25日</p> <p>測定結果を得た年月日 令和7年7月24日</p> <p>訂正後</p> <p>測定年月日 令和7年7月24日</p> <p>測定結果を得た年月日 令和7年8月25日</p> <p>2号炉</p> <p>訂正前</p> <p>測定年月日 令和7年8月25日</p> <p>測定結果を得た年月日 令和7年7月4日</p>

	<p>訂正後 測定年月日 令和7年7月4日 測定結果を得た年月日 令和7年8月25日 3号炉 訂正前 測定年月日 令和7年9月10日 測定結果を得た年月日 令和7年8月19日 訂正後 測定年月日 令和7年8月19日 測定結果を得た年月日 令和7年9月10日</p>
11 次期中間処理施設整備事業の「廃棄物処理施設整備に係る費用対効果分析」の件  次期中間処理施設整備事業において、厚生省水道環境部環境整備課から平成12年3月に発出された「廃棄物処理施設整備に係る費用対効果分析」が公開された。 配布と簡潔な説明を希望する。  (2) 公開された費用対効果分析で、便益の中継施設に関する項目の計上はいかなる理由か。	11 (1) 別紙資料のとおり (2) 便益は、本事業を実施する場合に得られる収益のほか、本事業を実施しない場合に要する費用を計上します。 本事業を実施しない場合であっても、生活環境を保全するためごみ処理を継続する必要があります。 本事業を実施しない場合、新クリーンセンター施設の機能を外部に求めることとなり、ごみを外部の処理施設に運搬しなければなりません。 中継施設は、外部の処理施設へごみを効率的に運搬することを目的とした施設であり、本分析書においては、

	本事業を実施しない場合に要する施設整備費用として計上しています。
12 協定書の整理について  「印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書」は記載内容を整理して記載すべきと思われる。協定書の全貌がわかるようにすべきである。  今回の会議の資料として協定書が添付されているが、協定の全貌がわかるものではない。組合の管理者が藤代健吾印西市長（令和6年8月6日現在）に変わられ、組合の業務等のレクチャーはされたのでしょうか。レクチャーで、環境委員会と協定書に関する部分の資料をいただきたい。に対する回答は真摯さが感じられない。きちんと整理し、説明すべきと思う。	12  委員の皆様にお配りした協定書が最新のものとなっております。  また、これまでの協定書の改正内容が分かるよう組合ホームページに改正内容を載せてございます。  管理者への環境委員会と協議書等に関するレクチャーにつきましては、令和7年6月11日に皆様に配布させていただいた資料と同じ「印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書」、「印西クリーンセンター環境委員会細則」を使用して、管理者へレクチャーを行っております。  ※この質問は、令和7年度第2回環境委員会で回答しています。
13 2024年12月27日の火災について  (1)組合のホームページの「緊急時対応マニュアル（平成27年9月）」に基づく詳細な状況説明をお願いしたい。 (2) 火災による影響と対応状況はいかがか。 (3) 消防署の見解は出たのでしょうか。	13  (1)令和6年度第4回印西クリーンセンター環境委員会と令和7年度第1回印西クリーンセンター環境委員会において報告させていただいたとおり、火災発生当日の状況につきましては、火災発生後、消防署に通報を行った後、消防署による消火活動が行われ、約9時

	<p>間後の16時46分に、鎮火となりました。</p> <p>当日の対応については、適切に対応したものと認識しております。</p> <p>(2) 火災直後は、可燃ごみについて、船橋市、柏市、成田市の協力により処理を行いました。12月30日からは可燃ごみの処理施設について被害がほとんど無かつたことから、処理を再開しております。不燃ごみ・粗大ごみの処理施設については、甚大な被害のため、県内ごみ処理施設に県を通じて協力要請を行ったところですが、条件に合う県内自治体等が無かつたことから民間処理施設を探し、(株)カツタ(ひたちなか市)に処理を委託しており、現在も継続して処理を行っています。</p> <p>(3) 令和6年12月27日に発生した印西クリーンセンターの火災について、令和7年7月29日付で印西地区消防組合より火災に伴う情報提供がありました。本報告書によりますと、本火災は、ごみ処理施設の工場棟3階選別室から出火し、工場棟の一部及び収容物が焼損した建物火災であり、出火原因は粗大ごみに混入していたリチウムイオン電池が、粗大ごみ処理過程の破碎機により変形、衝撃等で内部電極のプラス極とマイナス極が接触したことで内部短絡を起こし出火、コンベアによって運搬され、磁力選別機付近でコンベ</p>
--	---

	<p>ア内の可燃物及びコンベアベルトに着火し、No.2 破碎物搬送コンベアからNo.1 破碎物搬送コンベアに焼け下がり延焼拡大したものとのことでした。</p> <p>※この質問は、令和7年度第2回環境委員会で回答しています。</p>
<p>14 「報告事項 操業状況及び公害防止等に基づく環境測定結果について」の表－2            ① 排ガス測定の区分水銀（Hg）の定量下限値がガス状0.11粒子状0.0011合計0.11と表示されているのは、いかなる理由か。数字の根拠を示されたい。」という質問に対する回答は、根拠になりうるものではなく正しい根拠を示されたい。行ってほしい。</p>	<p>14 ガス状0.11、粒子状0.0011、合計0.11と表示されている根拠につきましては、環境省告示第94号「排ガス中の水銀測定法」の第5水銀等の濃度の算出に記載されている、エ. 濃度の表示における数値の取扱いによるもので参考値として記載されている数値となります。この定量下限値は、検出ごとに変動する場合がありましたが、これまでの定量下限値は一定の値としてガス状0.11、粒子状0.0011として示していました。正確には測定の都度変動する場合がありますので、例として水銀（ガス状）がNDの場合にはND（0.11）の記述とします。            次回報告分より変更を予定します。</p> <p>※この質問は、令和7年度第2回環境委員会で回答しています。</p>

15 6月に搬入された八千代市の廃棄物のデータの記載が見られないのはどのような理由によるものか。

協定書に記載された事項が行われていないことは極めて遺憾である。協定書第14条に該当することで、ルールを遵守することで、ルールを遵守する態度が見られないことは大きな問題である（八千代市の申し出は5月16日、十分時間はあった。）管理者から明確な説明を求める。

(2) 他地区からのごみを搬入する場合の手続きは協定書に記載されているが、印西地区ごみ処理実施計画も改定する必要があると思われる。（東京二十三区清掃一部事務組合では変更している。）

15

6月に搬入された八千代市の廃棄物のデータの記載につきましては、お配りしている令和7年度月別ごみ搬入量及び焼却量等の操業状況の欄外に表示しております。

協定につきましては、第4条にやむなく他地区から搬入せざるを得ないときは、あらかじめ委員会に報告し、協議することとなっております。八千代市からは5月下旬に故障に伴い船橋市に処理を予定しており、その手続き方法（組合が令和6年末に船橋市へ依頼している）について問い合わせがありました。その後、八千代市と船橋市で協議を進めました。しかし船橋市で全量を受け入れできないと6月13日（金）に判明し、処理を依頼してきたものです。組合では、急ではありましたが受入れが必要と判断し週明けの6月16日（月）に自治会側委員代表者に報告後受入れをいたしました。委員の皆さんへは委員会で報告することとなりました。

また、協定書第4条の報告、協議につきましては、今後も様々なことが予想されますので、まずは、自治会側委員代表者に連絡し、その後委員の皆様へ電話またはメールなどで協議させて頂こうと考えています。

	<p>(2) 臨時的なものであることから印西地区ごみ処理実施計画の改定につきましては行いません。</p> <p>また、今後も臨時的なものにつきましては変更を行いません。</p>
16 事業系一般廃棄物処理手数料の改定の改定で、令和6年10月1日より、270円/10kg（消費税込み・10kg未満の場合270円）消費税込み）から310円/10kg+消費税に変更された。減量効果は見られたか。分析結果はいかがか。	16 事業系一般廃棄物処理手数料を令和6年10月1日から改定しており、令和6年10月から令和7年3月までの前年同月比を比較すると、令和6年分実績6,354tに対し、令和5年分実績6,701tと、料金改正の影響であるかは不明ですが、約347tの減量となっています。新たに令和7年4月から10月と前年同月比を比較すると令和7年分実績は7,865tに対して令和6年分実績は8,138tと273tの減となり、料金改定の影響かは不明ですが事業系廃棄物については減量となっています。
17 表－2) ①排ガス測定の定量下限値の件 定量下限値の表示が焼却炉で異なるのはいかなる理由か。	17 定量下限値の表示が焼却炉で異なる理由については、現在測定委託業者等に確認調査中です。

<p>18 表－1) 令和6年度月別ごみ搬入量及び焼却量等の操業状況と令和7年度月別ごみ搬入量及び焼却量等の操業に関して</p> <p>(1) 1号炉で4月と5月に焼却しているが、令和7年度操炉計画との整合性が不明である。への回答では、年初の操炉計画と実際の操炉結果の差を知りたい。</p>	<p>18</p> <p>当初の操炉計画（1号炉4月：0日、5月：24日）、実際の操炉結果（1号炉4月：18日、5月：14日）となります。</p> <p>操炉については、当初は、暫定的な炉の運用による計画を立てています。直近である前月末にごみの搬入量実績、ごみピットのレベル、各炉の状況等を考慮して、実際の操炉計画としています。</p>
<p>19 令和7年度印西地区ごみ処理実施計画に関して</p> <p>(1) 作成日、ホームページでの掲出日は。への回答があったが、遅いのではないでしょうか。</p>	<p>19</p> <p>(1) 令和7年度印西地区ごみ処理実施計画に関して、令和7年4月1日に作成及び告示していますが、組合ホームページへの掲出手続等により4月14日となったもので、掲出が遅くなってしまったことにつきましては、申し訳ございませんでした。</p> <p>※この質問は、令和7年度第2回環境委員会で回答しています。</p>
<p>20 印西クリーンセンター維持管理に関する計画に関して</p> <p>(1) 6と7の結果確認の実施状況の明確な説明を求める。</p>	<p>20</p> <p>(1) 炉の温度上昇、下降については、レンガ及び耐火物をいためないよう、また、排ガスに悪影響がないように、上昇曲線、下降曲線に沿って</p>

	<p>温度管理を行っています。</p> <p>例えば、昇温では点火からごみ投入までは、24時間かかります。降温では、平温に戻るまでは、2日程度かかります。</p> <p>※この質問は、令和7年度第2回環境委員会で回答しています。</p>
21 落じん灰に関して (1) 平成30年から落じん灰を売却する契約を締結していることに関する詳細な情報を提供されたい。への回答があった。次期中間処理施設にも同様の設備は設置されるのか。	21 (1) 次期中間処理施設にも、現施設と同様の落じん灰回収設備を設置予定であり、落じん灰の売却も可能です。
22 ごみ集積所における「燃えるごみ」の組成分析調査について 組合は、ごみ集積所における「燃やすごみ」の組成分析調査(全集積所の中から住宅形態の違いによる排出特性を確認するため、住宅の団地地域、アパートなど、農業集落地域の3種類から2か所ずつ合計6か所の集積所を選定し、1集積所当たり3袋の「燃やすごみ」をサンプルとして抽出し、分析する)を実施していたが、近年は実施しているのか、否か。継続されていたら、公開すべきと思われる。ごみ質分析との比較も重要であると思われる。への回答でデータの公開を検討するということでしたが、いかがか。	22 令和7年9月8日に、ホームページで公開しております。 印西地区環境整備事業組合のホームページ、印西クリーンセンター内の組成分析結果をクリックしていただき、組成分析結果(PDFファイル)の各市町年度別割合比較表で公開しております。

<p>23 添付データについて</p> <p>(1) 印西市一般廃棄物処理概要を配布していただき、感謝します。簡潔な説明をお願いしたい。</p>	<p>23 印西市一般廃棄物処理概要は、一般廃棄物の処理経緯、可燃ごみの組成分析結果、資源化事業、施設・許可業者、その他市で行っている不法投棄防止事業などについてまとめたものになります。 ※この質問は、令和7年度第2回環境委員会で回答しています。</p>
<p>24 組合ホームページの一般廃棄物処理施設維持管理に関する記録と環境委員会だよりに関して</p> <p>(1) 組合ホームページの「一般廃棄物処理施設維持管理に関する記録」と「環境委員会だより」は更新されたこと(NEW)は表示しない。お知らせには NEW をいれるという回答があったが、更新したら全て NEW 表示すべきと思う。が実施されていない場合があるので、改善を要望します。</p>	<p>24 (1) 更新しましたら、NEWと表示するようにします。 「環境委員会だより」の NEWにつきましては、トップページの「環境委員会だより」と「環境委員会だより」から入った3) 環境委員会報告に NEWと入るようにします。「一般廃棄物処理施設維持管理に関する記録」はトップページに NEWと入るようにします。</p>
<p>25 組合ホームページの環境委員会だよりの ○協定書（別添1）の設置の件</p> <p>組合ホームページの環境委員会だより (<a href="http://www.inkan-jk.or.jp/creen/10-kankyou-iinkai-.html">http://www.inkan-jk.or.jp/creen/10-kankyou-iinkai-.html</a>) に、「○協定書（別添1）」（<a href="http://www.inkan-jk.or.jp/creen/10-kankyou-iinkai-.html">http://www.inkan-jk.or.jp/creen/10-kankyou-iinkai-.html</a>）へのリンクが設定されたのはいか</p>	<p>25 組合ホームページの環境委員会だよりのリンクについては、皆さん見てわかりやすいようにしました。 ただし、現在の協定書と、協定書の改正文になります。 協定書は環境対策にも載せていますが、環境委員会だよ</p>

<p>なる理由か。</p> <p>「別添1」の印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書へのリンクは、新規に (<a href="http://www.inkan-jk.or.jp/creen/img/kankyou-iinkai-/kyouteisyo.pdf">http://www.inkan-jk.or.jp/creen/img/kankyou-iinkai-/kyouteisyo.pdf</a>) が設定されているのはいかなる理由か。(協定書は環境対策 (<a href="http://www.inkan-jk.or.jp/creen/5-kankyou.html">http://www.inkan-jk.or.jp/creen/5-kankyou.html</a>)) の下方に「印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する 协定書」 (<a href="http://www.inkan-jk.or.jp/creen/10-tayori/kankyou-iinkai-kyoutei.pdf">http://www.inkan-jk.or.jp/creen/10-tayori/kankyou-iinkai-kyoutei.pdf</a>) が設定されているが、その違いは何か。)</p>	<p>りから見られるようになりました。</p> <p>「別添1」の印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書への新規リンクにつきましては、皆さんを見てわかりやすいようにしました。</p> <p>「印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書」が2カ所に設定しておりますが、その違いについては、特に違いはなく同様のものとなります。</p>
--	---